

## 平成 22 年 6 月 10 日 総務委員会

○**小林委員** 私の方から、初めに、公立大学法人首都大学東京の中期目標について三点ほどお伺いさせていただきます。

平成十七年に策定されました第一期の中期目標が、本年度、その最終年度となるわけですが、その第一期の中期目標の基本的な考え方の中に、東京の設立する大学は、多くの大学が存在する東京において、東京都にふさわしい大学として、都民に対してその存在意義を明確にする必要があるというふうに記されておりました。

平成十七年度から今日に至るまで、策定されました目標への取り組みに対する都の評価と、また都民に対してその存在意義が明確化されてきているのか、まずお伺いさせていただきます。

○**岸上首都大学支援部長** 都は第一期の中期目標におきまして、都が設立した大学として、大都市課題を見据えた教育研究活動を行い、それを通じて大都市東京の将来を支える人材を育成するよう、首都大学東京に求めてきたところでございます。

これを踏まえまして、大学におきましては、多様化、複雑化する東京都が抱える諸課題を発見し、その解決方法を考える基礎となる力を養成するための教養教育の充実、あるいは、都市課題の解決に主体的に取り組む人材を育成する分野横断的な教育を行う都市政策コースの設置などを行っておりまして、目標に掲げた事項は着実に実施されていると評価しております。

産業技術高等専門学校におきましては地域の小中学校との連携、首都大学東京においては都立高校との連携を進めるほか、首都大学、産業技術大学院大学におきまして社会人に対するリカレント教育や都民の生涯学習にも取り組んでおり、都民に対して、公立の教育機関としての存在意義を明確化しつつあるというふうに考えております。

○**小林委員** 今回策定されます平成二十三年度からの中期目標でございますけれども、当然のことながら、第一期の目標達成に向けた経験が生かされるべきであるというふうに思いますけれども、この第一期の中期目標から何を学び、また、法人全体としての存在意義をより一層高めていくためのステップアップを図る目標となっているのかどうか、お伺いさせていただきます。

○**岸上首都大学支援部長** お話しのとおり、第二期におきましては、法人が運営する三つの教育機関の個別の努力はもとより、各教育機関が連携協力して総合的な視点に立って事業に取り組み、法人全体として存在意義を高めていくことが重要でございます。

第一期の中期目標について、平成十七年の法人発足当初、運営する学校が首都大学東京のみであったということから首都大学東京を中心とした内容になっておりまして、三つの教育機関の間のバランスを欠くという面がございました。

また、平成十八年に産業技術大学院大学が開学し、産技高専に至っては平成二十年度に法人に移管されたということもありまして、三つの教育機関の連携にそれほどウエートが置かれていないという面もございました。

こうしたことを踏まえまして、第二期の中期目標では、冒頭に各教育機関相互の連携協力を基本的な考え方として示しております。また、各教育機関の個別目標にもこの考え方を反映しておりまして、教育、研究、社会貢献のそれぞれの分野におきまして法人の総合力を生かした取り組み

を行い、都立の法人として、大都市課題の解決に、より一層貢献していく存在となることを目指してまいります。

○**小林委員** 都民に意義ある大学としてさまざまな取り組みを積極的に展開していくことは、公立大学法人の使命であるというふうに思います。

その一方で、第一期に比べまして緩和されたとはいえ、先ほど資料にもございましたとおり、引き続き効率化係数により運営費交付金が削減される中で経営努力を行ったとしても、新たな取り組みが行えるような余力が残されているのかどうか、ご見解をお伺いします。

○**岸上首都大学支援部長** 都といたしましても、第一期において一定程度の効率化は達成されたというふうに認識しております。

その上で、独立行政法人制度の趣旨を実現するためには、中期的な財政フレームを示し、使途を限定しない運営費交付金を措置することで法人の自律的な運営を促進する一方、効率化係数を設定して、引き続き経営努力を求めていくことは必要だというふうに考えております。

効率化係数につきましては、これまでの効率化の成果を踏まえまして、教育研究の質を維持向上させるとともに、安定した法人運営を確保することを前提に、今後六年間に要する基本的な諸経費を勘案いたしまして一%と設定したものでございまして、法人運営に支障が生ずるということはありません。

○**小林委員** ありがとうございます。

次に、スポーツ振興局の設置についてお伺いさせていただきます。

まず初めに、国体の開催は、生涯スポーツの推進またスポーツ振興にとどまらず、多摩・島しょ地域の振興を図っていく上でも絶好の機会であります。

他県を見ますと、国体の開催に当たっては局相当の単独局が設置されておりますけれども、なぜ都においては国体単独局としなかったのか、その理由をお伺いさせていただきます。

○**中西人事部長** 国体開催を担当する組織につきましては、他県では、都で申します局に相当する組織を設けて対応するのが一般的でございます。

一方で、都は平成十九年四月に組織改正を行いまして、スポーツに関する所管を教育庁から知事部局に移管し、スポーツ都市東京の実現に向けて取り組んでまいりました。

また、都には、二〇一六年オリンピック・パラリンピック招致活動を通じて培われた貴重な財産が残されております。都において国体開催を担当する組織形態を検討するに当たりましては、こうした都の特別な事情を十分勘案すべきであり、スポーツ施策を総合的、体系的に所管するスポーツ振興局を設置し、ここで国体開催を所管することで、スポーツ団体との円滑な関係のもと、都ならではの国体開催が可能になると考えております。

○**小林委員** 今回のスポーツ振興局の設置に伴いまして、総務局の国体部門がこのスポーツ振興局に移管をされる予定であるということですがけれども、総務局では今日まで国体推進に各部署で連携して取り組んでこられたというふうに思いますけれども、国体推進部門がスポーツ振興局に移管しても、国体開催の意義また役割の上からも、スポーツ振興局と総務局がしっかりと連携をし

ていくことが大変に重要になってくるというふうに思いますが、今後の具体的な取り組みについてお伺いさせていただきます。

○**中西人事部長** 東京国体の開催は、スポーツ振興はもとより、多摩・島しょ地域の振興を図る上でも重要な役割を果たすものと認識しております。

組織条例の改正について都議会でご承認いただければ、国体開催の所管部署は総務局からスポーツ振興局に移管されることとなりますが、例えば関係部署の職員を兼務させることなどによりまして、スポーツ振興局と総務局とが緊密に連携協力できるような体制を整えていきたいと考えております。

○**小林委員** これからも、総務局、そしてスポーツ振興局設置が成れば、緊密に連携協力していくということでございますので、今日まで国体開催に向けて陣頭指揮をとってこられました局長の、改めてのご決意を最後にお伺いいたします。